

第27号議案

品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例の  
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例  
の一部を改正する条例

品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例（平  
成24年品川区条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号ウ中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（説明）公衆浴場における浴槽水の水質基準を改める必要がある。